

さいたま市消防局告示第3号

さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月30日

さいたま市消防局長 和田 浩司

さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市消防署の組織に関する規程（平成１３年さいたま市消防本部告示第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第１０条関係）			別表（第１０条関係）		
名称		位置	名称		位置
[略]			[略]		
さいたま市岩槻消防署	城南出張所	<u>さいたま市岩槻区城南</u>	さいたま市岩槻消防署	太田出張所	<u>さいたま市岩槻区太田</u>
		<u>１丁目２番３号</u>			<u>１丁目２番１１号</u>
	[略]			[略]	

附 則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。